

総務省 プラットフォームサービスに関する研究会
プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ 第16回 資料
2022年（令和4年）6月22日

インターネット広告における 利用者情報の外部送信に関する自主ルールについて

一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）

目次

■利用者情報の取扱いに関する自主ルール

- 外部送信の透明性確保と説明責任
- 外部送信のオプトアウト

〈2～21ページ〉

■自主ルールと課題

- 規律の対象
- 規律の内容

〈22～26ページ〉

利用者情報の取扱いに関する自主ルール

● プライバシーポリシーガイドライン

< https://www.jiaa.org/gdl_siryu/gdl/privacy/ >

インターネット広告ビジネスにおいて取得・管理・利用される個人に関する各種情報の取扱いに関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドライン

- 2000年8月より検討を開始し、米国のプライバシー保護の取り組みを参考に、個人情報保護法および関連する各事業分野のガイドラインを踏まえて、2004年11月策定。2014年2月、2016年5月、2017年5月に改定。改正個人情報保護法を踏まえて2022年に改定予定（現在検討中）

● 行動ターゲティング広告ガイドライン

< https://www.jiaa.org/gdl_siryu/gdl/bta/ >

インターネットユーザーのウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドライン

- 行動ターゲティング広告の興隆を受けて2008年7月より検討を開始し、プライバシーポリシーガイドラインを前提に、米国連邦取引委員会（FTC）や米国業界団体（NAI、IAB等）の自主規制原則を参考として、2009年3月策定。2010年6月に、総務省の配慮原則を踏まえて改定。2014年2月、2015年5月、2016年5月に再改定 ※通信の秘密との関係でディープ・パケット・インスペクション技術は対象外

利用者情報の広告利用における原則的な考え方

- インターネット広告における利用者情報の取扱いにおいては、利用者に対する透明性（プライバシーポリシーの公表など必要な情報提供）とコントロール（必要な同意取得やオプトアウト機能の提供）の分かりやすい提供がより重要となる
- 利用者の安心・安全のため、サイト運営者やアプリ提供者だけでなく、広告主やプラットフォーム事業者を含め、すべての広告関係者が法令等を十分に理解し、業界ルールを整備・適用して、適法かつ適正にデータを取扱わなければならない

外部送信 ＝ 第三者が利用者情報を直接取得する場合

個人情報保護委員会 個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ & A

(法第31条の適用の有無について)

Q8-10: A社が自社のウェブサイトにB社のタグを設置し、B社が当該タグを通じてA社ウェブサイトを開覧したユーザーの開覧履歴を取得している場合、A社はB社にユーザーの開覧履歴を提供したことになりますか。

A8-10: 個別の事案ごとに判断することとなりますが、A社がB社のタグにより収集される開覧履歴を取り扱っていないのであれば、A社がB社に開覧履歴を「提供」したことにはならず、B社が直接にユーザーから開覧履歴を取得したこととなると考えられます。このため、B社がそのタグを通じて開覧履歴を取得することについて、法第31条第1項は適用されないと考えられます。

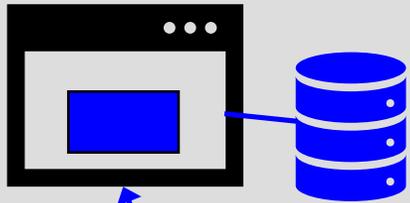
なお、個人情報取扱事業者であるB社は、開覧履歴を個人情報として取得する場合には、偽りその他不正の手段によりこれを取得してはならず（法第20条第1項）、また、個人情報の利用目的を通知又は公表する必要があります（法第21条第1項）。

情報取得方法の種類（例）

第三者提供

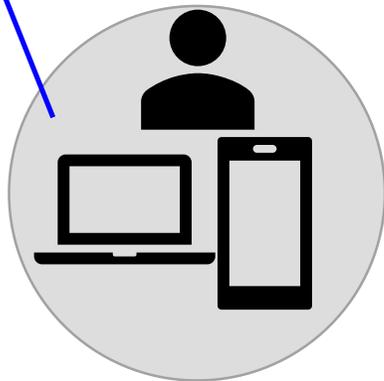
Webサイト等

媒体運営者／情報取得者



第三者サービス

情報取得者／配信事業者
(広告提供事業者)

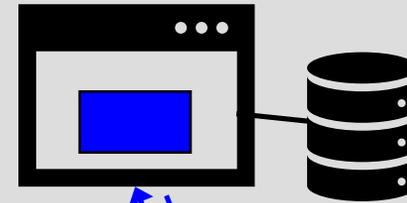


直接取得

外部送信

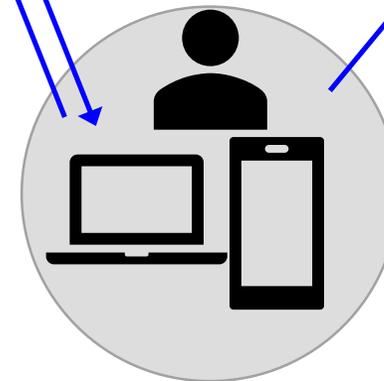
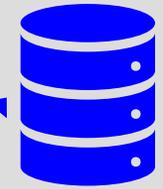
Webサイト等

媒体運営者



第三者サービス

情報取得者／配信事業者
(広告提供事業者)



外部送信の透明性確保と説明責任 -- 媒体運営者（対象事業者）

JIAA プライバシーポリシーガイドライン

第4条（プライバシーポリシーの構成）解説（※改定案検討中）

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第3条（定義）

- **媒体運営者**：配信事業者の配信する行動ターゲティング広告を掲載するウェブサイト等を開設・設置する会員社または**自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者に取得させる**会員社をいう。

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 抜粋

事業領域		透明性の確保〈第4条〉	オプトアウト〈第5条〉
媒体運営者		<p>〈第2項〉 自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称を表示する。</p> <p>また、自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者に取得させる場合は、その旨および情報を取得する広告提供事業者を表示する。</p> <p>行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置する。</p>	<p>〈第2項〉 自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、オプトアウトを提供する。</p>
広告提供事業者	情報取得者	<p>〈第1項〉 告知事項を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者へ通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>〈第4項〉 告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。</p>	<p>〈第1項〉 利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。</p>
	配信事業者	<p>〈第3項〉 告知事項に加えて、取得した行動履歴情報を広告提供事業者へ提供する場合は、その旨および提供を受ける広告提供事業者、提供する情報の範囲を、利用者へ通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、広告提供事業者の告知事項を記載した広告提供事業者サイト内のページへのリンクを設置する。</p>	

外部送信の透明性確保と説明責任 -- 広告提供事業者（送信先）

JIAA プライバシーポリシーガイドライン

第4条（プライバシーポリシーの構成）解説（※改定案検討中）

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第3条（定義）

- 情報取得者：自らのウェブサイト等または他社のウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を取得し、その情報を広告提供事業者に提供するまたは利用させる会員社をいう。
- 配信事業者：行動履歴情報を利用して行動ターゲティング広告を配信する会員社をいう。
- 広告提供事業者：情報取得者、配信事業者を合わせた呼称をいう。

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 抜粋

事業領域		透明性の確保〈第4条〉	オプトアウト〈第5条〉
媒体運営者		<p>〈第2項〉 自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称を表示する。</p> <p>また、自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者に取得させる場合は、その旨および情報を取得する広告提供事業者を表示する。</p> <p>行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置する。</p>	<p>〈第2項〉 自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、オプトアウトを提供する。</p>
広告提供事業者	情報取得者	<p>〈第1項〉 告知事項を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>〈第4項〉 告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。</p>	<p>〈第1項〉 利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。</p>
	配信事業者	<p>〈第3項〉 告知事項に加えて、取得した行動履歴情報を広告提供事業者に提供する場合は、その旨および提供を受ける広告提供事業者、提供する情報の範囲を、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、広告提供事業者の告知事項を記載した広告提供事業者サイト内のページへのリンクを設置する。</p>	

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 抜粋

第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則 第4条（透明性の確保）第1項

第4条 広告提供事業者は、次の各号に定める事項（以下「告知事項」という。なお、情報取得者については、本条3項の通知等すべき事項もこれに含まれる。）を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

- ① 取得の事実
- ② 対象情報を取得する事業者の氏名または名称
- ③ 取得される行動履歴情報の例示
- ④ 取得方法
- ⑤ 利用目的
- ⑥ 保存期間
- ⑦ オプトアウトの手段、その他利用者関与の方法がある場合は、その方法

JIAA プライバシーポリシーガイドライン 抜粋

第4条（プライバシーポリシーの構成）（※一部改定案検討中）



参考：利用者への情報提供に関するルール 抜粋

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

第4条（透明性の確保）解説

- 取得する情報とその取得方法について可能な限り細分化し、その利用目的を特定し、具体的に記載することが望ましい。利用目的は、取得する情報と対応して記載することが望ましい（例えば、取得する情報を「クッキー情報」とだけ記載するのではなく、「クッキー」というインターネットブラウザの仕組みを利用して、利用者が訪問したウェブサイトのページのURLやページ遷移などの行動履歴情報を取得し、利用者の興味・嗜好を分析・分類して、ブラウザを識別して広告配信に利用していることを記載するなど）。また、利用者にとって分かりにくいものを明確に記載することが必要である。
- 告知事項の分かりやすい表示方法として、行動ターゲティング広告を利用目的とするインフォマティブデータの取り扱いを事業全体のプライバシーポリシーと区別して記載する方法が考えられる。例えば、告知事項をまとめて分かりやすく記載したページを作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示したプライバシーポリシーや第6条に規定するインフォメーションアイコンからリンクを設置するなどの方法が有効である。また、表示に際しては、端末機器の特性に配慮した記載にするなど、利用者に認識しやすいものとなるよう留意する。

参考：利用者への情報提供に関するルール 抜粋

JIAA プライバシーポリシーガイドライン

第9条（第三者への提供）解説

- 「本人（利用者）が容易に知り得る状態」とは、消費者本人（利用者）が知ろうとすれば、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び情報の取扱状況に応じ、内容が本人（利用者）に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない（例えばウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所へ継続的に掲載するなど）。

第9条（第三者への提供）解説（※改定案検討中）

参考：利用者への情報提供に関するルール 抜粋

JIAA プライバシーポリシーガイドライン

第4条（プライバシーポリシーの構成）解説

- ・ スマートフォン等のアプリケーション向けに広告配信を行う場合および情報送信モジュール等によりスマートフォン等からユーザー情報の送信・取得等を行う場合は、スマートフォン等における情報の適切な取扱いに関して、各サービスの実態に即したプライバシーポリシーを定め公表し、アプリケーションからのリンクなどにより、消費者が容易に参照できる場所に掲示するよう努める。

第14条（消費者への配慮）

今後一層のスマートフォン等の普及、進展が見込まれる現状においては、あらゆる世代の消費者への配慮が求められるところであり、その利用実態や特有の事情を踏まえ、とりわけ青少年や高齢者にも分かりやすい形で適切な説明を行うことに留意する。

外部送信のオプトアウト -- 広告提供事業者（送信先）

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

第5条（利用者関与の機会の確保）

広告提供事業者は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。

2 媒体運営者は、自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、**広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより**、利用者に対し、前項の手段（オプトアウト）を提供する。

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第3条（定義）

- 情報取得者：自らのウェブサイト等または**他社のウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を取得し、その情報を広告提供事業者に提供するまたは利用させる**会員社をいう。
- 配信事業者：行動履歴情報を利用して行動ターゲティング広告を配信する会員社をいう。
- **広告提供事業者**：情報取得者、配信事業者を合わせた呼称をいう。

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 抜粋

事業領域		透明性の確保〈第4条〉	オプトアウト〈第5条〉
媒体運営者		<p>〈第2項〉 自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称を表示する。</p> <p>また、自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者を取得させる場合は、その旨および情報を取得する広告提供事業者を表示する。</p> <p>行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置する。</p>	<p>〈第2項〉 自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、オプトアウトを提供する。</p>
広告提供事業者	情報取得者	<p>〈第1項〉 告知事項を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者へ通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>〈第4項〉 告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。</p>	<p>〈第1項〉 利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。</p>
	配信事業者	<p>〈第3項〉 告知事項に加えて、取得した行動履歴情報を広告提供事業者へ提供する場合は、その旨および提供を受ける広告提供事業者、提供する情報の範囲を、利用者へ通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、広告提供事業者の告知事項を記載した広告提供事業者サイト内のページへのリンクを設置する。</p>	

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 抜粋

第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則 第4条（透明性の確保）第1項

第4条 **広告提供事業者**は、次の各号に定める事項（以下「告知事項」という。なお、情報取得者については、本条3項の通知等すべき事項もこれに含まれる。）を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

- ① 取得の事実
- ② 対象情報を取得する事業者の氏名または名称
- ③ 取得される行動履歴情報の例示
- ④ 取得方法
- ⑤ 利用目的
- ⑥ 保存期間
- ⑦ **オプトアウトの手段、その他利用者関与の方法がある場合は、その方法**

外部送信のオプトアウト -- 媒体運営者（対象事業者）

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

第5条（利用者関与の機会の確保）

広告提供事業者は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。

2 媒体運営者は、自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、**広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、前項の手段（オプトアウト）を提供する。**

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第3条（定義）

- **媒体運営者**：配信事業者の配信する行動ターゲティング広告を掲載するウェブサイト等を開設・設置する会員社または**自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者に取得させる**会員社をいう。

JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 抜粋

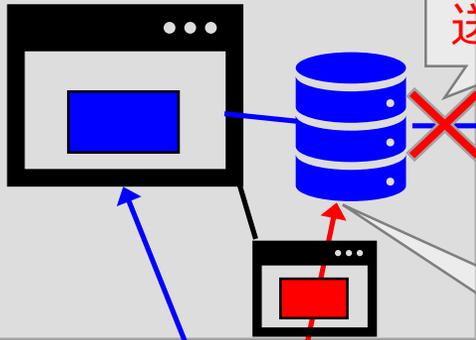
事業領域		透明性の確保〈第4条〉	オプトアウト〈第5条〉
媒体運営者		<p>〈第2項〉 自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称を表示する。</p> <p>また、自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者に取得させる場合は、その旨および情報を取得する広告提供事業者を表示する。</p> <p>行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置する。</p>	<p>〈第2項〉 自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、オプトアウトを提供する。</p>
広告提供事業者	情報取得者	<p>〈第1項〉 告知事項を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者へ通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>〈第4項〉 告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。</p>	<p>〈第1項〉 利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。</p>
	配信事業者	<p>〈第3項〉 告知事項に加えて、取得した行動履歴情報を広告提供事業者へ提供する場合は、その旨および提供を受ける広告提供事業者、提供する情報の範囲を、利用者へ通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、広告提供事業者の告知事項を記載した広告提供事業者サイト内のページへのリンクを設置する。</p>	

オプトアウト（例）

第三者提供

Webサイト等

媒体運営者／情報取得者



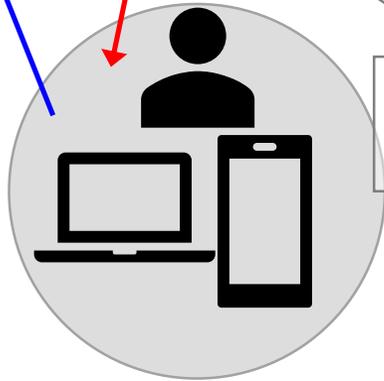
送信停止

第三者サービス

情報取得者／配信事業者
(広告提供事業者)



オプトアウト機能提供
照合

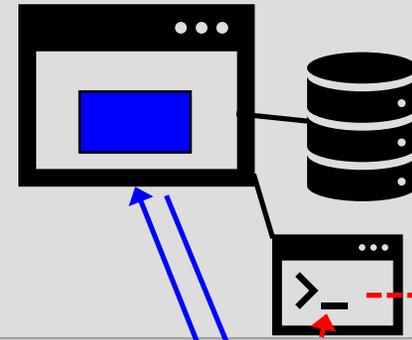


直接取得

外部送信

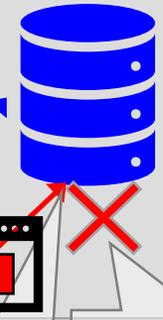
Webサイト等

媒体運営者



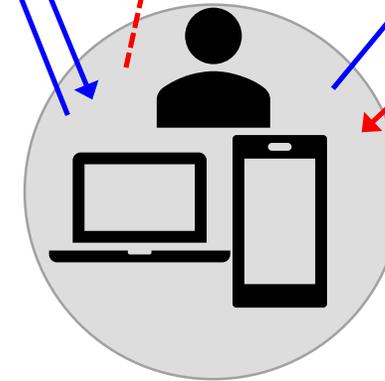
第三者サービス

情報取得者／配信事業者
(広告提供事業者)



取得または
利用停止

オプトアウト機能提供
照合



参考：利用者への情報提供に関するルール 抜粋

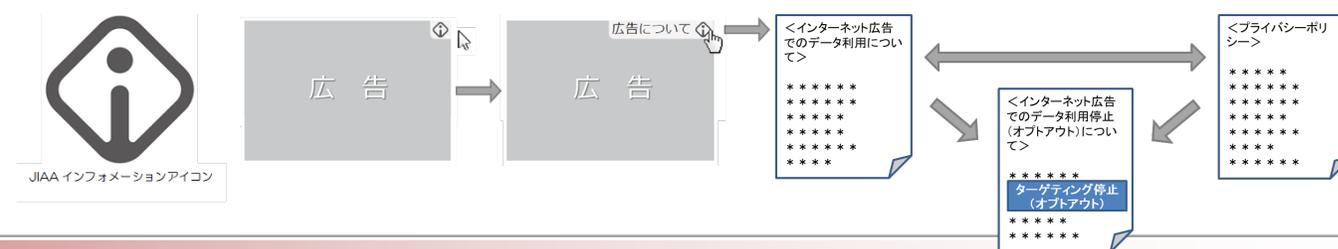
JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン 第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

第6条（情報提供）

配信事業者は、当法人の指定するアイコン（以下、「インフォメーションアイコン」という。）を行動ターゲティング広告内または行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺に表示し、これより告知事項を記載した配信事業者サイト内のページへのリンクを設置する取り組みに協力するよう努める。媒体運営者は、配信事業者の配信する広告に付随して表示されるインフォメーションアイコンを受け入れるよう努める。

2 媒体運営者は、インフォメーションアイコンを自らのウェブサイトのページ下部のフッター等に表示し、これより自らのウェブサイト等において掲載する行動ターゲティング広告や行動履歴情報の取り扱いについて記載したページへのリンクを設置する取り組みに協力するよう努める。

3 情報取得者は、インフォメーションアイコンを自らのウェブサイトのページ下部のフッター等に表示し、これより告知事項を記載した情報取得者サイト内のページへのリンクを設置する取り組みに協力するよう努める。



自主ルールと課題 -- 規律の対象

- 自主ルールの対象は会員社であり、広告主や会員以外のサイト運営者等は対象ではない
 - それらのサイトが会員社である広告提供事業者のタグを設置し、利用者情報の取得元となる場合がある。その場合は、媒体運営者として同一のルールが適用されることが望ましいが、一部で援用されているものの、会員外への適用は難しい
 - また、サイト運営者等が利用者への通知または公表を行う必要があるが、例えば、情報提供や広告が本業ではない広告主企業が、一時的に利用する広告サービスに関して企業全体に適用するプライバシーポリシーを改定するのはハードルが高いという課題がある
 - 広告主や会員以外のサイト運営者が会員社の広告サービスを利用するのであれば、利用者情報を取得する会員社が、サイト運営者等に対して記載が必要な事項について情報提供するとともに、広告配信に利用する場合には、広告に表示するインフォメーションアイコンや広告を掲載する会員の媒体運営者を通じて必要な措置を講じることが可能
- 広告配信以外の目的（分析、マーケティング等）での取扱いは対象外

自主ルールと課題 -- 規律の内容

- 行動ターゲティング広告ガイドラインにおいて「告知事項」を記載すべき事業者は、広告提供事業者（情報取得者、配信事業者）
- 媒体運営者は複数の広告その他のサービスを利用している現状があり、送信先である広告提供事業者等は自らの目的で直接情報を取得しているため、媒体運営者が正確かつ網羅的に利用者に知らせるべき告知事項を記載することは難しい
- 利用者情報を直接取得している広告提供事業者に、取得主体として利用者に必要な情報提供やオプトアウト機能を提供する義務がある。広告提供事業者は利用者との接点を持たない場合が多いため、接点となる媒体運営者には、広告提供事業者が公表している告知事項へのリンクを記載することを義務としている。また、広告提供事業者には、接点として広告上に表示するインフォメーションアイコンの実装を推奨している

自主ルールと課題 -- 規律の内容

- 利用者への分かりやすい情報提供をルールとしているが、一律に標準化することが必ずしも適切とはいえず、技術的制約もあり、課題となっている。例えば、媒体運営者が、自社での利用を目的とする取得と外部送信の両方を記載している場合、自社での取得に関する記載を優先する場合が多い
- 一般向けに簡潔に分かりやすく、かつ網羅的に記載するには、どのような内容をどの程度、どのような表現、形式で記載するか、より分かりやすい情報提供の在り方を検討する必要がある
- 利用者は、プライバシーに関する関心の度合い、インターネットおよびインターネット広告に対する知識の度合いが多様であることも、上記検討を難しくしている

参考：継続課題

- 広告の取引や配信の手法は、OSやブラウザー等の機能に依存しており、その技術動向に大きく影響を受ける
 - OSやブラウザーメーカーによるトラッキング制限等によって、個々の事業者が広告配信のために用いる識別・分析が可能な情報の取得機会は減少していく
 - サードパーティクッキーの利用を前提としたオプトアウトは、いずれ機能しなくなる
 - ブラウザーや端末識別のための代替ソリューションは、適正性の評価が必要
- 一方で、企業活動における利用者情報の活用ニーズは、広告の領域に収まらない範囲に広がっている
 - 外部送信により取得された情報の取扱いの実態は、一律に判断することは難しい（外部から通信状況が把握されたとしても正確には判断はできない）
 - 同意によって、利用者が想定する以上の多くの情報を広範囲に提供してしまう可能性はないか

参考：継続課題

(JIAA「インターネット広告に関するユーザー意識調査」結果から)

- 利用者に関与の機会を提供しているが、仕組みの認知度が低く、認知を高める周知啓発が必要
 - ・ インフォメーションアイコンやオプトアウトの施策には、ユーザーから一定の評価が得られており、理解されれば信頼度が向上する
 - ・ ユーザーへの分かりやすい情報提供のための施策に、業界全体で取り組む必要がある
(利用者向けの啓発コンテンツ等)
- 個人に関する各種情報を用いた広告の望ましいあり方を、利用者視点で再考することも必要
 - ・ ターゲティング精度の低さへの不満や内容への不快感、過剰な繰り返し表示への嫌悪感などのネガティブ要因の指摘が多い